

※ 太枠は上回る規制を示す

【令和2年4月1日全面施行時】

		神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例 ※対象は、屋内	健康増進法改正 ※一部、屋外も規制対象	
学校、病院、児童福祉施設等 行政機関		【第1種施設】 ○禁煙 ・屋内に喫煙室設置不可(完全禁煙)※ ※令和元年7月1日から	【第1種施設】 ○敷地内禁煙 ・屋内に喫煙室設置不可(完全禁煙) ・屋外に特定屋外喫煙場所設置可	
上記以外の施設	物販店、映画館、ボウリング場、銀行他	【第1種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり)	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
	上記以外のサービス業店舗、ゲームセンター、カラオケボックス他	【第2種施設】 ○禁煙又は分煙 〔禁煙〕 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) 〔分煙〕 ・喫煙区域で飲食等しながら喫煙可能	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
	飲食店	大規模飲食店 (調理場を除く面積100㎡超)	【第2種施設】 ○禁煙又は分煙 〔禁煙〕 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) 〔分煙〕 ・喫煙区域で飲食等しながら喫煙可能	【第2種施設】 (客席面積100㎡超) ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら喫煙可能
		小規模飲食店 (調理場を除き100㎡以下)	〈特例第2種施設〉 (調理場を除き100㎡以下) ○禁煙又は分煙 ・煙流出防止、表示、未成年者立入制限など すべて努力義務 ・届出不要 ・広告・宣伝等の明示義務なし	〈新規店〉 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら喫煙可能 〈既存特定飲食提供施設〉 〈既存店で個人又は中小企業かつ客席面積100㎡以下〉 ○店の判断で喫煙可能室(屋内全部又は一部)設置可 ・煙の流出防止基準あり ・届出必要 ・標識掲示義務(罰則あり) ・喫煙可能室の表示義務(罰則あり) ・書類の保存義務(罰則あり)
	小規模宿泊施設(事業用面積700㎡以下) 一部の風営法施設等(ぱちんこ店等)	〈特例第2種施設〉 ○禁煙又は分煙 ・煙流出防止、表示、未成年者立入制限など すべて努力義務	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
禁煙の表示	・禁煙の表示義務(罰則あり)	・禁煙の標識規定なし		
二十歳未満の者	・喫煙区域への立入禁止。(従業員は除く) ・罰則あり	・喫煙室への立入禁止(従業員も含む) ・指導・助言		
加熱式のたばこ	〈加熱式たばこ〉 ・紙巻きたばこと同様の措置 ・禁煙では喫煙室で喫煙可能 ・分煙では喫煙区域で飲食しながら喫煙可能	〈指定たばこ〉 ・紙巻きたばこことは規制を異にする ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら指定たばこのみ喫煙可能 ※当分の間の経過措置		
罰則	(施設管理者) 5万円以下の過料 (喫煙した個人) 2万円以下の過料	(施設管理者) 50万円以下、30万円以下、あるいは20万円以下の過料 (喫煙した個人) 30万円以下の過料		
施行主体	県	・都道府県知事(政令市、保健所設置市、特別区以外の区域) ・政令市、保健所設置市は市長、特別区は区長		
適用除外	①居室 ②旅館・ホテルの客室等 ③事務室 ④一般自動車	①人の居住の用に供する場所 ②旅館、ホテルの客室 ③その他①・②に準ずる場所として政令で定めるもの ④特定施設等で、①・②に該当する場所 ⑤特定施設等で、現に運行する一般自動車の内部		